

平成19年度第3回NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの
協働事業等提案サポート委員会概要（概要版）

日 時：平成20年1月7日19：00～21：40

場 所：みえ県民交流センター ミーティングルームA

参加者：浅野聡委員、田部委員、服部委員、大山委員、西城委員、小西委員
NPO室 松野幸雄室長、明石須美子

概 要：

**（1）平成20年度NPOからの協働事業等提案について
実施方針案について**

1．事業の目的

「職員の資質向上を図る」としているが、市民も資質向上してほしいので、「関係者の資質向上を図る」とする。

「対等な立場で議論・検討する」とあるが、対等に議論するだけでなく、提案者のいいところを生かしていくので、「双方の持つ特色を生かして対等な立場で」とする。

「公的な関与が必要とされる課題」について「県に提案する」となっているため、県の領域、市の領域は問わないというように読めてしまうが、ここでは「県として関与」とは言わずに広く捉えておいて、募集要項の提案の段階で仕分けしていくこととする。

今年度に応募が減少した背景に、事業の撤退や財政の縮小などで県への期待が薄れていることがあると考えられるため、協働は役に立つというメッセージと、県が「新しい時代の公」の視点から協働の実現を切実に願っているということが伝わるような書き方に
する必要がある。

「協働を実現する」という表現のあとに、期待することをアピールし、「この提案制度を通して」何を実現するのかというところをもっと熱くする。「社会」というのも、どんな社会なのかわかりにくいので、募集要項で整理する。

2．平成20年度の実施方針

・募集の内容

問題ない。

・実施の方法

(1)実践報告会と募集説明会

変更なし。

(2)提案者と県関係室との事前意見交換

提案者と県関係室の意見交換をルール化した。

県関係室と審査員の意見交換をするとよい。意見書の文面だけでは読み取れない事情や状況がわかるので、本当に協働が必要かどうかの判断ができる。ただし時間的には難

しい。

公開審査の前には審査員が県関係室とだけ会うのはよくない。県関係室は意見書にしっかりと書いてもらう。提案者の提案書と県関係室の意見書の二つの書面で審査するというのでいいのではないか。公開審査の場で審査員が双方とやり取りできる。

県関係室と審査員の意見交換は、専門的な知識を得るためというより、協働することに消極的な場合など、意見書に書けない事情について聞きたいということである。

行政は協働に消極的のようであるが、NPOが資源を持ってくると見えると成果が出たことがわかる。きちんと評価をすると終わってからよかったと思う。

今回は、この改善点のとおりやってみてはどうか。

(3)公開審査と選定

公開審査において、審査委員が県の関係室へも質問できるように改正した。できるだけこの場で解決する。

(4)オリエンテーション

検討または研究に入る前に、選定された提案の関係者に対して、オリエンテーションを行う。審査会後に行えば、関係者が揃うので可能である。

「選定された提案に対しては」と明記する。

(5)サポート委員

サポート委員は今まで審査員が兼ねていたが、別途委嘱する。選定された提案内容を見て、できるだけテーマに相応しい人をお願いする。

サポート委員のリストを作成するかどうかは難しいところであるが、提案が出た段階で候補者を選び、採用された提案毎にそれぞれ委嘱する。

サポート委員の選定にあたっては、分野のことを知っているだけではなく、協働の視点を持ち、事業の目的を理解していることが必要であるので、審査委員会の意見を聞いて選定する。

(6)事前協議、(7)事業提案にかかる検討会

変更点はない。

(8)研究提案にかかる研究会

研究会の持ち方についての変更点である、サポート委員が議事進行するとか、NPO室が議事概要を作成するといったことを明記する。

(9)透明性の確保

問題ない。

(10) 成果の報告

変更点なし。

の協働のしくみの整備

組織名等の未定の部分は決定後に修正する。

3. 広報計画

新しい広報ツールを増やした。

4. スケジュール

(1) 審査員（市民委員）の募集

今年度の市民委員の中で、来年度のサポート委員として関わってもらえる方があれば2月に市民委員の補充募集をする。

これまで議論して改善したものを、翌年度に責任を持って実施することで、その成果を次の改善のメッセージとして委員に送ることができる。制度的には任期は1年だが2年やらないとシステムとして成長していかない。今回は、委員の意向を聞いて臨時募集とし、平成21年度の募集では全員入れ替えもあるということにしてはどうか。

(2) サポート委員の選定

議事進行などサポート委員の役割が大きくなるため審査員と兼ねてやるのは負担が大きいこと、審査員の得意な分野でないものはもっと適切な人にサポートしてもらったほうがいいことから、審査員とサポート委員を分離したので、候補者については、今まで関わった人だけでなく広く考える。

なぜこの人が選ばれたのかを説明しないといけないので、候補者について関係室や提案者の意見は聞いた方がいいが、最終的にはこちらで判断する。

テーマに関する専門性はサポート委員の役割ではないので、テーマに明るいかどうかというのは前に出さない方がいいが、専門用語が飛び交う中、ある程度、話がわかっていないといけない。

提案を見てNPO室で3候補ほどあげて審査会に提出する。サポート委員は、提案者や県関係室と話をしながら進めていくことになるので、1提案ごとに1人のサポート委員を委嘱する。

今後は、サポート委員と審査員の合同委員会を開催し、制度の改善について意見交換する。

(3) 日程調整

事業説明会及び実践報告会 後日調整する。

事業提案公開審査会 5月22日

研究提案公開審査会 6月26日

今日の意見を踏まえて募集要項を作成する。

応募したくなるようなキャッチコピーが必要。例えば「投げてみようか事業提案、話してみようか研究提案」といったこと。

(4) 審査の視点

研究提案は、気楽に提案できる制度として広く認めていく。結果報告は必要だが、研究に1年間かけなくてもよい。NPOが提供できる資源を提案してもらう。課題共有なので、こんな課題があるが自分たちだけではできないので県として聞いて欲しい、自分たちは経験からどんなものを持っているのかを提案する。

申請書では研究計画を書いてもらうことになっていたが、答えを書いている提案や、どんなものを持っていて、どんな提案かということが、思いが強くて書けていない場合があり、理論構築の部分と事務的部分が弱いといえる。県内の市民活動センターにPR依頼する際に、サポートしてほしいということも伝えていく。

できるだけ応募してもらえそうな審査基準にすることと、研究計画というと書きにくいので、次回に提案書様式の事務局案を示す。

今年度はアンケートをやったので、制度のあり方を多くの客観的な意見を踏まえて体系立てて改善できた。次回は最終的な募集要項の表現について話していきたい。